# 伊方原発をとめる会ニュース

2018年12月1日 No. 27

〒 790-0003 松山市三番町 5-2-3 ハヤシビル3F 電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991 ホームページ http://www.ikata-tomeru.jp メール ikata-tomeru@nifty.com

# 高松高裁 原発の運転を容認 住民の命を見捨てた決定

11月15日、四国電力伊方原発3号機の 運転差し止めを求める抗告審において、高松 高裁は、原発推進の国策に追随して住民の訴 えを棄却する決定を下しました。

決定は、住民の避難計画に実効性がないことを認めながら「その一事をもって(中略)、周辺住民等に対して、違法な侵害行為の恐れがあるということは出来ない」などと述べています。要するに、住民の命の危険は無視するというのです。

#### 使命放棄の司法の自殺行為

また決定は、原発事故が巨大で取り返しのつかない被害を長期間にわたって生み出すため、一般の科学技術と質的に異なることを認めて、「原子力発電を一切利用しない選択も十分あり得るものと思われる」と述べつつも、「(それは)政策論・立法論であって司法判断の範疇を超える」などと判断を回避、国民の命と安全を守るべき職責を放棄した、司法の自殺行為ともいうものでした。





松山地裁の本訴に全力傾注

11月20日、弁護団と伊方原発とめる会は、法律判断だけの最高裁への特別抗告をせず、松山地方裁判所の本訴(仮処分申請で中断)を再開させ、伊方原発の危険な実態についての事実審理を重ねて、勝訴を目指すことを表明しました。

なお、松山地裁の伊方原発運転差し止め訴訟は、2011年12月8日に原告300名で提訴したもので(その後4次の募集で原告は1,338名)、審理継続中の2016年5月31日に仮処分申請を行ったため、これを優先して審理するために、2016年8月2日の第18回口頭弁論で中断・保留となっているものです。

	高松高裁 原発の運転を容認	1
	抗告人全員のコメント	2
E	高松高裁決定についての声明	3
	ョ 「悲しむべき国策加担決定」(草薙順一)	4
	ュニー 福島現実その一断面 (須藤昭男)	5
Z	ア 県民署名63,731筆 知事に提出	6
	再稼働反対!! えひめ県民集会	7
	四国電力への申し入れ	8
	乾式貯蔵学習会、避難者訴訟結審	9
	連載インタビューその6 (大野恭子さん)	1 0
	「消された光」、これからの予定、編集後記	1 2

城南信用金庫相談役 吉原 毅さん(原発ゼロ自然エネルギー推進連盟会長)の 講演会が2019年1月19日 (土) 午後に松山市内で予定されています。 決定交付後の旗出し(高松高裁前)

抗告人・弁護団・支援者の入廷行進

## 伊方原発3号炉が廃炉となる日まで、今後も闘いを続けていく

11月15日11時、高松高裁前の歩道を埋め尽 くす支援者、報道陣が待つなか、「不当決定」の垂れ 幕が掲げられ、落胆と怒りの声が響きました。

弁護団 7 人は、ただちに464ページにもおよぶ決 定書を読み込み声明文を作る作業に取りかかりまし た。高裁前では、抗告人の須藤昭男さん、松浦秀人さ ん、応援に来ていた支援者の人たちがマイクを持 ち、決定への怒りや無念さを訴えました。

その後、13時から高松センタービル501号室で 開かれた記者会見と報告集会には、報道陣のほか、 愛媛、香川、高知、徳島、広島、大分などから駆けつけ た支援者や各地の訴訟団の人たちが参加し、用意し た椅子が足りなくなるほどでした。決して諦めるこ となく、伊方原発をとめるまで活動を続けることが 確認されました。松山でも18時からコムズでこの 日2度目の報告集会を行いました。



抗告人・須藤昭男さん



抗告人・松浦秀人さん (高松高等裁判所前)

#### 抗告人のひとこと

#### ❖ 安西 賢二さん

いまどきの日本の裁判官に「原発推進という国策」 に対し、せめて疑問を呈する程度の判決を期待する ことすら所詮無理なことなのだろうか。

### ❖ 須藤 昭男さん

決定は敗北に見えますが「原発は亡国の道、止め なければならないのは真理の道し。地動説を否定す る愚かな人がいないように、この真理は必ず理解さ れます。

#### ❖ 渡部 寛志さん

私達は「社会通念の被害者だったのだ」と思い知っ た。「万が一を容認するような恐ろしい社会」を変 えなくては!

#### ❖和田 宰さん

原発事故を確実になくすことこそ求められてい る。地震動の危険にも、避難対策不十分にも目を瞑っ た高松高裁。司法の堕落である!



#### ❖ 松浦 秀人さん

担当裁判官よ、己の妻子に読み聞かすに値する決 定か、恥を知れ。歴史の奔流は小役人的な机上の駄 文を跡形もなく押し流すだろう。

#### ♦ K·Kさん

もし福島のような過酷事故があっても裁判官は責 任をとらないから、あのような決定をするのだと思 う。ただただ腹立たしい。

#### ♦ M·Kさん

司法というものに絶望したくなるくらい酷い内容 である。この国が法治国家とは名ばかりという現実 を思い知らされた。

#### ◆ Y・Hさん

残念で口惜しくて、とても悲しい気持ちです。

#### ❖ I·Kさん (報告集会での発言から)

裁判官に稼働した原発をとめる根性があるかと 思っていた。弁護団の熱意や誠実さに賭けた。裁判 官の卑劣さ、欺瞞さ、本当に悔しい。

このほか報告集会では、毎回、審尋の度に、裁判 所の前でいろんな横断幕や旗、プラカード、バルー ンなどを作ってきて応援してくれた香川など他県 の人たちへの感謝や、弁護団への感謝とねぎらい の言葉が述べられました。

(抗告人のうち、草薙順一さんは、別稿掲載により 本欄にはご遠慮願いました。)

## 伊方3号炉高松高裁即時抗告審決定についての声明

伊方原発をとめる会・伊方原発をとめる弁護団

- 1 本日、高松高等裁判所第2部(神山隆一裁判長、千賀卓郎裁判官、横地大輔裁判官)は、伊方原発3号炉運転差止仮処分申立事件の即時抗告審において、棄却決定をした(以下「本決定」という)。
- 2 本決定は、①新規制基準と原子力規制委員会の基 準適合性判断に不合理な点がないことを電力会社が主 張・疎明すれば抗告人らの生命等に被害を与える具体的 危険性が存在しない。②基準地震動に関する新規制基 準の定めに不合理な点はなく、四国電力が行った基準地 震動の策定は地震ガイドに沿うもので相当である。③広 島高裁抗告審決定を受けて原子力規制庁が作成した「巨 大噴火に関する基本的な考え方」は社会通念にも合致し て合理性があるとした上、火山ガイドは「基本的な考え 方 | を踏まえて解釈適用する以上は合理性がある。④避 難計画については、これが存在しないかまたは存在しな いと同視し得るような場合でなければ、人格権に対する 違法な侵害行為にあたるということはできないとして、 避難計画が不十分であることを認めながら、人格権侵害 のおそれがあるとまではいえない等として、抗告人らの 抗告を棄却したものであって、到底容認できるものでは ない。本決定は、市町村、都道府県及び国において早急に 周辺住民の避難対策に万全を期すべきであると付記して いるが、これは単なるリップサービスにとどまらず、裁判 官の責任転嫁以外の何物でも無い。
- 3 本決定は、司法審査の在り方について、原発事故被害の異質性(不可逆甚大性、広範囲性、長期継続性など)、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的に異なることを認めながら、およそあらゆる自然災害についてその発生可能性がゼロないし限りなくゼロに近くならない限り安全確保の上でこれを想定すべきであるという社会通念が確立されているとはいえないとして高度な安全性が確保されるべきことを否定した。しかし、この間の伊方原発差止仮処分の中でも明らかになりつつあるように、「社会通念」とは裁判官の恣意的な感覚にすぎず、真に国民



薦田伸夫弁護団長(報告集会•松山会場)

- 4 基準地震動に関し、抗告審において、岡村眞高知大学名誉教授と長沢啓行大阪府立大学名誉教授の参考人審尋が行われたが、本決定は、両教授ら専門家の貴重な供述をないがしろにし、四国電力の主張をコピペしたような理由付けで、基準地震動策定の合理性を認めてしまった。専門家の良心に基づく警鐘に耳を塞いでしまったもので、その誤りはきわめて重大である。
- 5 本決定は、火山事象に関する安全性について、原子力規制庁が今年3月7日に公表したいわゆる「巨大噴火に関する基本的な考え方」に依拠し、火山ガイドは「基本的な考え方」の内容を踏まえれば不合理とはいえないとして、巨大噴火のリスクは社会通念上無視し得るものとした。

しかし、そのような社会通念が裁判官個人の恣意的なものであることは先に述べたとおりであるし、原子力基本法には、原発の安全は確立された国際的な基準も踏まえて判断するとされているところ、巨大噴火を無視してよいなどという国際的な基準は存在しない。本決定は、原子力基本法に反する違法な決定というほかない。

また、本決定は、巨大噴火に至らない規模の噴火、したがって本来は社会通念上無視できない噴火によって四国電力の想定を超える火山灰が到達する可能性が十分小さいとは言い難いことを認めながら、ここでも「基本的な考え方」に盲従して、巨大噴火が直ちに発生することについて相応の根拠をもって示されない限り、巨大噴火に至らない規模の噴火も無視してよいと結論付けている。

しかし、これはあまりにも没論理で、行政に迎合した判断であり、もはや国民の人権を守るという裁判所の役割を放棄した判断というほかない。裁判所は、司法に対する国民の信頼の源泉であるところの、論理も正義も放棄してひたすら行政に迎合するだけの存在に、自ら堕したというべきである。

6 本決定は、行政機関の判断に追随する判示を繰り返し、司法として原発の安全性を独自に判断する責務を放棄したものであって、福島第一原発事故以前の行政機関追随の司法に立ち戻ったものと評さざるを得ない。伊方原発以西の佐田岬半島には、現在も5000名を超える住民が居住しており、伊方原発は避難が困難な地形に立地し、住民らの避難計画が不十分であることは、本決定も認めているところであるが、それにもかかわらず裁判所が伊方原発3号炉の稼働停止を認めないのは、これら住民の命を見捨てたに等しいものである。伊方原発3号炉の稼働に正当性がないことは、今回の決定からも明らかであり、我々は、伊方原発3号炉が廃炉となる日まで、今後も闘いを続けていく。

以上

# 悲しむべき国策加担決定

伊方原発をとめる会事務局長 草薙 順一

2018年11月15日高松高裁は、住民の即時抗告を棄却しました。福島原発事故の教訓を忘れ去り、「司法の独立」を投げ捨てた決定です。

#### 第1は、「命無視」の決定です

政府の政策は、原子力規制委員会の審査に合格した原発を稼働させるということです。今回の高裁決定は、この国策を、忠実に追随しました。その為には「住民の命は無視します」というものです。すなわち「避難計画に合理性がなく、実効性を欠くものであるとしても、その一事をもって、直ちに原発の安全性に欠けるところがあるとして、周辺住民等に対して、違法な侵害行為の恐れがあるということは出来ない」と述べています。要するに、住民は命を差し出して、国策に従えという、矛盾にみちた、悲しむべき国策加担決定です。

#### 第2は、伊方原発の地震による危険性 を無視した決定です

伊方原発は、中央構造線や南海トラフの地震による危険性は明白です。伊方3号炉の基準地震動は、わずかに650ガルですが、決定は「合理性がある」と述べるのです。地震によって伊方原発が破壊されるとされるクリフ・エッジは855ガルです。2016年4月の熊本地震では、最大で1399・4ガル、2018年9月の北海道の地

震では1,796ガルでした。伊方原発に1,000ガルを超える地震がいつ起こっても、全く不思議ではありません。今回の高裁決定は、伊方原発の地震の危険性を無視したものです。

#### 第3は、社会通念という「ごまかし言葉」 の決定です

今回の決定は、規制基準や原子力規制委員会の 基準適合性の判断は、「社会通念上合理性がある」 と述べているに過ぎない決定です。「社会通念」と いう曖昧な基準で権威付け、正当化しています。 しかも「社会通念」という言葉も、自分の頭で考 えたものではなく、先例のコピペです。

以上が今回の決定の私の率直な感想です。安全神話の完全復活です。この決定には、憤りと落胆しかありません。原発は放射能を放出し続け、人類と共存できません。不経済で全く必要のないものです。伊方原発も福島原発事故後、約5年間稼働していませんでした。その間、電力不足はありませんでした。原発が安全とか、安価とか、クリーンとか、必要とかいうことはすべて嘘です。改めて「原発なき世」を訴え続ける必要性を痛感するものです。今後は、松山地裁での本訴が開始されます。怒りの視線を忘れずに臨みたいと決意するものです。

以上



## 福島現実その一断面

## 「安全神話物語」は破綻 脱稿近い? 新作「安心神話物語」

(2018・6・25 共同通信 WEB)(モニタリングポスト)福島県内に設置した放射線監視装置



あの3・11から7年8ケ月が経過した故郷福島。昨年は仙台から浪江町を訪れました。 今年は10月3日「会津放射能情報センター」 を訪ね、現実の一断面を見聞きすることができました。

このセンターは、会津若松栄町教会(野口英世が洗礼を受けた教会として有名)の片岡輝美先生を代表に、スタッフ&ボランティアの方々で「放射能から子どものいのちを守る」活動をされています。

#### 若者になされている安全神話のすりこみ

福島原発事故後、ある県立高校は毎年海外の高校生達と放射線について学ぶ交流を行っているとのことです。今年も「福島第一原発事故による風評被害の払拭を目的」として「国際高校生放射線防護ワークショップ」が4日間おこなわれました。引率の教員は「事故は、ほとんど片付き、作業員も安全に作業をしています」と説明し、〈復興を担う高校生たち〉と持ち上げているのです。

高校生が将来に不安を感じ「福島で暮らせるか」 「結婚して子どもを産めるだろうか」と質問する と、同行した著名な物理学者は間髪入れないで彼 らに「暮らせます」「生めます」、確信に満ち答え るのだそうです。断言する著名な学者の言葉を若 者は心に刻んでゆくのです。止めをさすように「こ の事故の事実を踏まえて寄り添うことが人々を幸 せにする道ではないか」と若者に説くのです。

このような取り組みが、巧妙に各方面でなされているのではと心配でなりませんでした。

須藤 昭男(伊方原発をとめる会共同代表)

#### モニタリングポストの撤去

リアルタイムで放射線量を知ることができる「モニタリングポスト」は避難指示が出た12市町村に約2400台が設置されているようです。それが「線量に大きな変動がなく安定している、継続的な測定の必要性は低い」を理由に撤去されようとしています。少し関心のある方ならば、原発事故は収束していないことは常識、これからの廃炉工事に伴い放射線がどうなるか心配なのです。しかし撤去により情報を遮断、オリンピック・・といつしか危険な中に住んでいることを忘れるのを待っているかのようです。

#### 福島を繰り返してはならない

短い滞在期間は終わり、福島県郡山駅で新幹線に乗り換えようとしたとき、綺麗に舗装された駅前広場にモニタリングポストがみえました。近寄ると0・144を表示していました。大勢の人が行き交うなかに、モニタリングポストに目をむける人は一人もいませんでした。あの3・11から厳しい状況は変わらないなかに「雨後のカビのように静かに確実に広がる安全神話」。故郷の人々はそのなかで今日も忙しく生きている事実を見せつけられました。

「福島を繰り返してはならない」の思いをいよいよ強くしたことです。

#### 伊方原発 4裁判所の包囲網 伊方をめぐる裁判の現状

伊方原発の運転差し止め訴訟は、松山・広島・大分・山口地裁岩国支部(提訴の順)の4裁判所に出され、各裁判所では審理が進んでいますが、松山地裁では、仮処分先行で審理は中断です。

仮処分は、広島・松山・大分・岩国の順で提訴し、うち広島、松山では敗訴により終結。ただし、一昨年12月の広島高裁の抗告審では画期的な運転差し止めの決定が出ました(本年9月異議審の逆転敗訴で終結)。大分は地裁で敗訴し福岡高裁に、岩国支部は今年度中に決定が出される予定です。

まるで福島の事故以前に逆戻りしたかのような 司法の判断が相次いでいますが、再開する松山の 本訴では必勝を期したいと弁護団は決意を固めて います。



## 県民署名6万3,731筆 知事あてに提出

「伊方原発をとめる会」などが、「原発のない暮らしを求めるえひめ県民署名の会」と共同で取り組んできた署名を、2018年9月6日に中村時広愛媛県知事に提出しました。以下は、県民署名の会事務局からの報告です。

#### 「原発のない暮らしを求めるえひめ 県民署名の会」の終了にあたって

泉 京子(県民署名の会事務局)

えひめ県民署名の会は、2017年2月28日に発足し、2018年9月30日をもって1年半にわたった活動に終止符を打ちました。134人の呼びかけ人の大方がた、1,232人の呼びかけ人のただらあ、署名活動にご協力いただの談け、というではである。2018年9月6日に愛媛県知上げます。2018年9月6日に愛媛県知事に署名を提出しました。提出署名を提出しました。提出署名を提出しました。提出署名を提出しました。地域の63,731筆です。すべて愛媛県知民による署名であり、県内20市町全て地域から集まった署名です。

目標とした30万筆に届かなかったことは痛恨事でありましたが、その原因究明を含め、今回の署名活動の経過、問題点、積極面などを取りまとめた報告書を作成しました。報告書は、各地域で署名活動に取り組まれた呼びかけ人の皆さまにお送りし、「原発のない暮らしを求めるえひめ県民署名の会」は解散しました。



署名提出 (2018年9月6日、愛媛県議会議事堂)



#### 終わりにあたって

安藤 哲次(県民署名の会事務局長)

昨年5月末から14ヶ月、みなさんには大変お世話になり、本当にありがとうございました。市民運動も署名活動も経験のない私が無謀にも事務局長を引き受けることとなり、愛媛県内19市町、松山市内各中学校区を走り回った14ヶ月でした。

みなさんのおかげで、各地に幅広い方々が参加する組織を作ることができました。

一戸一戸訪問し対話をしながらの署名活動では、いろいろな場面に遭遇しましたが、私としてはどれも楽しいものでは、特に今年の7月に実施した伊方町では、当初の予想に反する好感度の反応をいたださいる好感度からないものだと分からないものが伊方の人々でよる深刻に悩んでいるのが伊方の人をということも、身に染みてわかりました。

署名の筆数は予定より大幅に少なかったことについては私を始めとする事務局の経験不足、先見性のなさが大きな原因です。このことに関しては、深くお詫びするところです。今後のためにみなさんのご意見も是非お聞かせください。

私個人としては今回の一戸一戸訪問して対話をしながらの経験を今後の運動に是非繋げていきたいと思います。今後とも原発のない社会の実現をめざしましょう。

## |0.2| 再稼働を許さない!! えひめ県民集会 |----



草薙事務局長の挨拶坊っちゃん広場での集会



10月21日(日)14時から、「福島をくり返すな!! 伊方原発再稼働を許さない!! えひめ県民集会&デモ」が行われました。松山市駅前坊っちゃん広場には約 150名の参加者がありました。

草薙順一事務局長の主催者挨拶、中川創太弁護士の伊 方原発をとめる弁護団報告に続いて、県内各地、各界か らのアピールでは、次々と力強く伊方原発の再稼働を許 してはならないと発言しました。「原発の稼働には何の 道理もない、再稼働を断念するよう強く求める」という 集会宣言を採択し、銀天街一大街道をデモ行進しました。



銀天街でのデモ行進

## 10・27 再稼働反対!ゲート前集会

昨年12月の広島高裁の決定を受けて、運転を停止していた伊方原発3号機は、10月27日0時30分、原子炉を起動し、およそ1年ぶりに再稼働したあと、27日夜、核分裂反応が連続する「臨界」の状態になり、11月27日から営業運転を再開します。





全国から再稼働に反対する人たちが、27日未明から 伊方原発ゲート前に集まりはじめ、再稼働反対の声を上 げ続けました。とめる会からも事務局の5名がのぼり旗 をもち、ゲート前での集会に参加しました。

(伊方原発再稼働反対!ゲート前集会)

## 愛暖県議会は請願を否決

10月1日、愛媛県議会の環境保健福祉委員会は、私たちが提出していた「3号機を再稼働せず廃炉に向かわせる請願」について、充分な審議も行わないままに否決しました。10月10日の議会最終日の本会議でも「含意を満たさず不採択」となりました。

# 「失敗しながら発展」の暴言に抗議

10月25日、とめる会事務局と共同代表の6名は、近づく伊方原発3号機再稼働をしないでもらいたいという申し入れを松山市にある四国電力原子力本部で行いました。

福島原発の過酷事故を目の当たりにした県民の多くが、伊方原発の稼働に不安を抱いていることについて、応対した広報担当の2名の四電社員は、「科学技術は失敗しながら進歩していくものだ。福島の事故の失敗を教訓にしてこれからもしっかりやっていきたい」「人間のすることに絶対はないが、一所懸命しっかりした安全対策をやっています」等述べました。

これに対して、私たちは「原発事故はやり直しがきかないのだから、住民の不安には根拠がある。他の失敗と性質がちがうと分っていないのではないか」「科学技術は失敗しながら発展していくという論理は原発には通用しない。福島の失敗でどれだけの犠牲が出たか。質的、金銭的なものが失われたか、考えたことがあるか。日本の国土が失われたのだ」等と反論しました。

取り返しのつかない破局的な原発事故について、 ただ一生懸命やっていくから・・というのは、四 国電力の無責任きわまりない体質を表しています。

さらに、原発を使わないと安定的な電力供給ができないという四電に対し、「短期的視野に立つば



伊方原発 左から1号炉、2号炉、3号炉 (2018.11.27撮影)

かりでなく、長期間かけても原発はやめると表明する発想をもってほしい」。現在、20km圏内は世帯ごとに、30km圏内は自治体に、これまで通り説明しているというが、広く県民に対して説明会を開いてほしい等の要望を伝えました。

また、乾式貯蔵はまず1号機の冷却できているものからやっていく、というので、その本数や貯蔵の期間などを尋ねたが、応対の2人はわからないということでした。使用済みMOX燃料の処理については、原燃(日本原燃株式会社)と国頼みで、四電には何の計画もなく、ここでも無責任体質が露呈しました。それも含めて、後日質問書を提出すれば答えてくれるということになりました。

#### 伊方3号機を再稼働させないことを求める申し入れ

四国電力株式会社 取締役社長 佐伯勇人様

伊方原発をとめる会

貴社は、伊方原子力発電所3号機の再稼働の準備をすすめるとともに、使用済み核燃料の乾式貯蔵施設設置の計画をすすめています。しかし、乾式貯蔵は使用直後の核燃料をすぐに貯蔵できるものではありません。使用済み核燃料は、原子炉からとりだした後も放射能と熱を出し続けるので、数年間は燃料プールで冷やし続けなければなりません。しかも3号機で使用している熱量の大きなMOX燃料は乾式保存できるほど冷えるには約90年を要するとも言われており、その間は燃料プールに保管しなくてはなりません。

いまや六ケ所村の再処理工場は止まっており、事実上、使用済み核燃料の行き場がありません。国は埋め立て処理をしようとして、いろいろな自治体に声をかけておりますが、受け入れるところはないのが実情です。したがって使用済み核燃料は伊方原発敷地内にずっと長期にわたって「中間保管」される可能性が高いといわざるをえません。

このような、行き場のない、危険な放射能を出し続ける使用済み核燃料を、これ以上増やすことは、未来の世代に対する責任として、決してしてはならないことです。

貴社は原発による発電を続ける理由として、貴社には安定的な電力供給する社会的責任があると常常おっしゃっていますが、社会的責任を果たすというのであれば、まず、処理のあてがない危険な核のゴミをこれ以上増やすべきではありません。今ある使用済み核燃料の処理だけでも非常に困難なのです。

しかも阪神淡路大震災以降の日本列島は地震の活発期に突入したと言われているもとで、中央構造線活断層帯の直近に位置し、南海トラフの震源域にある伊方原発は、数ある原発の中でもとりわけ地震による過酷事故発生の危険性が高いものであり、かねてから県民は強い不安を抱いています。集中豪雨や台風などの自然災害への不安も増大しています。

そうした不安に応える上からも、またこれ以上の核のゴミを増やさないためにも、3号機は再稼働させないよう求めます。

## 乾式貯蔵は、3号機の稼働継続が狙い

使用済み核燃料の乾式貯蔵問題講演会から

9月1日八幡浜市で、9月2日に松山市で、大阪府立大学名誉教授の長沢啓行さんによる「乾式貯蔵問題講演会」を行いました。以下は、参加した松浦秀人さんの報告です。

講演では、乾式貯蔵施設を設けても使用済みの核燃料は数年間の湿式保管を経てからでないと乾式貯蔵に移行できないこと(しかも3号機で使用のMO X燃料の場合は50~90年の湿式保存期間が不可欠)、乾式への移行後も崩壊熱と放射線は低減しつつも長期間放出し続けること、貯蔵容器は老朽化により50~60年ごとに更新が不可避で、その都度作業者の被ばくは避けられないこと、などを学びました。

3号機が運転を続けると、数年後には使用済み燃料プールが満杯になります。それでは3号機の運転が不可能となるため、燃料プールを空けて原発を稼働し続けることが目的の乾式貯蔵の提案であることがよく理解できました。



長沢さん講演会(上2枚は松山会場 下段は八幡浜会場)

## 

## 福島原発事故避難者裁判 結審

#### 人の痛みを放置しない判決を! 国と東電の責任を問う裁判

「福島原発事故避難者裁判」は、2011年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、平穏な日常を壊され、放射線被ばくによる健康被害を危惧して避難を余儀なくされ、縁あって愛媛に来られた10世帯25人が、国と東京電力に対し、損害賠償〈ふるさと喪失慰謝料〉を求めて松山地方裁判所に起こ

した裁判です。提訴から4年半が過ぎ、10月30日、結審を迎えました。裁判後の記者会見の場で読み上げられた野垣弁護士の言葉を紹介します。

判決は、来年3月26日の予定です。原発事故への国と東京電力の加害責任を明らかにし、被害者に寄り添った判決が出されることを願っています。

#### 原発事故・損害賠償結審にあたって

平成26年3月10日、松山地方裁判所に対して、6世帯12名の原告が国と東京電力を被告とする原発事故・損害賠償愛媛訴訟の提訴を行いました。

その後、平成27年4月10日に4世帯13名の原告の追加提訴をいたしました。

松山地裁において、提訴から4年半にわたって、福島第一原発事故で愛媛県に避難せざるを得なかった合計10世帯25名が原発事故によって人生が一変してしまった窮状を訴えてきました。平成30年2月に行われた原告本人尋問において、10世帯の代表者がひとりずつ原発事故から現在までの生活状況を述べました。何度も自殺をしようと考えた人、原発事故による子供の避難をめぐって意見が対立し離婚した人、原発事故後、福島に帰るか愛媛に残るかで愛媛に避難してからも家族で口論がたえない人、いまだ生活再建の見通しが立たない人、避難先で子供がいじめにあい不登校になってしまった子、精神的に不安定になり心を閉ざしてしまった子、それぞれが自分の言葉で原発事故後の窮状を訴えました。原告らのひとりひとりの思いは必ずや裁判官の心に届いたと信じています。

原発事故が原告らの生活基盤そのものを根こそぎ奪い、避難を、あるいは家族離散を余儀なくされた結果、それまでに築き上げてきた社会生活関係を失い、人生設計を大きく狂わされた被害は、個別財産の合計ではなく、原発事故前の居住地で平穏に継続していた生活利益全体と捉えるべきであると訴えてきました。法的には人格権の一種である平穏生活権ともいうべきものです。この被害の本質は、区域の内外を問わず共通するものであり、今もなお現地に滞在している人も避難をした人も何ら変わることはありません。

私たちは、この裁判を通じて、放射能被害から「避難する権利」を確立し、避難した人も、残った人も、みんな等しく、原発事故前の「普通の暮らし」を取り戻すことを裁判所に、そして社会に訴えてきました。 裁判所が、原告ら避難者に生じている被害の実相を理解して、国と東京電力の加害責任を、あますところなく糾弾し、被害者を救済する判断をしていただけることを切に願っています。

2018年10月30日

福島第一原発事故・損害賠償愛媛訴訟弁護団 野垣 康之

#### 脱原発運動の人々 連載インタビュー その6

「原発さよなら四国ネットワーク」の大野恭子さんに聴く

## ひたすら脱原発を願って

福島の原発事故以降に反原発運動は大きく発展していますが、今回は子育てママだった30数年前から脱原発運動を続けて来られた大野恭子さんに聴きました。大野さんは「社会福祉法人金亀会・障害者支援施設スマイル」の理事長をされています。



#### 教育ってとても大切

問い: 今治市のお生まれと聞きましたが?

大野: 今治市波止浜で1951 (昭和26)年に生まれ育ち、中学・高校は親元を離れて私立松山東雲学園で学びました。高校1年の日本史の最初の授業は家永訴訟(教科書検定は違憲の判決を引き出した)で、今も鮮明に記憶に残っています。キリスト教精神による自由な校風で、いま思えば伸び伸びした学生生活で、親に感謝しています。

**問い:** その後は進学して上京されたそうですが、 松山市にはいつ頃からお住まいですか?

大野: 進学先は中央大学で女子校出身だったので、初めのころは男子学生がいてドキドキでした。 1977 (昭和52) 年に結婚し、それからはずっと松山です。

#### チェルノブイリ事故の衝撃

問い: 反原発・脱原発の運動に取り組むことになったきっかけは?

大野: チェルノブイリ原発の事故(1986年)です。その事故で放出された放射能が8000キロも離れた日本にもやって来ました。松の枝などの植物やお母さん方の母乳からも放射能が検出されました。何より恐ろしいと思ったのは、汚染地帯のヨーロッパからの輸入食材でした。当時8歳と1歳の子育てをしていた私は、原発・放射能の恐ろしさに身が震えました。

問い: 「8000キロも離れた日本に」と仰いましたが、お恥ずかしいことにインタビュアーは当時はそうした事実を知らず、殆ど関心をもっていませんでした。とめる会会員さんにも私と同じような方も多いように思われますが、どういう事情でそうした事実を知ったのでしょうか?

大野: そのころ環境問題(ゴルフ場の乱開発や織田が浜埋め立て)や農薬問題を知り、さまざまな住民運動に参加していました。愛媛有機農産生協はずっと私の学校でした。その中には伊方原発第1次訴訟の斉間淳子さん達や支援者もいて、それらの方々から教えてもらいました。

#### 忘れられない廣野さんの言葉

**問い:** 伊方では、1969年ころから反原発の 闘いが始まっていましたが、第1次訴訟でとりわ け印象深いことは?

大野: 原告団長の廣野房一さん(2005年に 92歳で逝去)が、大変なご苦労をされながら「子 孫に禍根を残さないために裁判をしている」と仰 いましたが、廣野さんご夫妻にお子さんはいらっ しゃいませんでした。「子孫」と言うのは私たちを 指すのだと気づいて、その精神の崇高さに打たれ ました。

問い: チェルノブイリ事故が、大野さんの反原 発運動の出発点になるのですね。 大野: ええ。そして日本初の出力調整実験反対 運動の中で「原発なしで暮らしたい松山女の会」 が結成されました。子育て世代の母親たちで、1 987年のことです。小出裕章先生などをお迎え して様々な学習会をし、石手川でお化け屋敷をつ くって子どもたちも参加する楽しい行事もしまし た。男性の参加も増えてきたので「女」をとり、「原 発なしで暮らしたい松山の会」と名称を改めまし た。また反原発の市民団体が四国各地でたくさん 生まれ、やがて四県のグループが力を合わせよう と「原発さよなら四国ネットワーク(略称「原さ よ」)」が生まれました。

問い: いま大野さんは「原さよ」の代表者ですか?

大野: いいえ、「原さよ」に代表者はいませんし、 会員もいません。会費もなく、カンパで運営して います。いろんな方が自由に出たり入ったりする 市民団体で、定例会が決定機関です。

#### 30数年もカンパを寄せて下さって

**問い:** ところで、伊方第1次訴訟には、どういった形で関わられたのでしょうか?

大野: 生まれて間もない子どもを籠に入れて傍聴に通いました。また原告の方々は伊方からバスを仕立てて松山まで来るなどの費用も大変だったので、私個人で「伊方訴訟支援カンパの会」をつくり、毎月500円のカンパを募りました。多い時で4万円、少ないと2万円くらいを毎月お送りしました。カンパを頂いた方には、廣野さんのお礼状と裁判の様子を知らせるニュースを毎月郵送しました。その頃のつながりで、今も「原さよ」にカンパを寄せて下さっている方々がいます。ありがたいことです。

**問い:** 30年を超える運動を続けて来られたのですが、本日の最後にひとことを。



大野:「伊方原発をとめる会」のみなさまには、本当に感謝しております。県内の多くの反原発の声の拠り所を作っていただき、巨大な力にシュンとなりがちな気持ちがいつも励まされています。

福島原発の事故は本当に悲しくて、口惜しくてなりません。第1次訴訟の原告の方々が、「核と人類は共存できない」「子孫に禍根を残さない」と言って私たちを守り続けてくださったように、私もまた「未来の人々を守ろう」と諦めずに声をあげていきます。

#### 《インタビューを終えて》

フクシマ以後の脱原発運動の新参者が、老舗中の老舗である「原さよ」の大野さんにインタビューする破目に。一言一句に歴史の重みを感じながら伺いました。力量不足で大野さんの熱い思いをみなさんに充分にお伝え出来ているのか不安ですが、ご寛恕ください。

(2018.10.24記)

2018年9月27日

#### 和田宰さんの事務局次長の辞任についてのお知らせ

伊方原発をとめる会 事務局長 草薙 順一

本日、和田宰さんから今秋の愛媛県知事選挙への立候補意思の表明があり、併せて「伊方原発をとめる会」の事務局次長を辞任したい旨の申し出が、第190回事務局会にてなされました。

この辞任の申し出についてさまざまな意見が出されましたが、諸般の事情を考慮し、出席した事務局員8名の全員一致で本日付での辞任を承認することとなりました。併せて、後任として松浦秀人さん(愛媛県原爆被害者の会事務局長)を次年度総会まで事務局次長代行に選任しましたので、お知らせします。なお、これらの手続きは、伊方原発をとめる会規約5条の6項に基づくものであることを付記します。

以上

#### 消された光

1969年7月8日付の新聞に、伊方町に原発誘致の記事が掲載されました。同日、伊方町長は関係地主120人の内、すでに70人が用地買収の仮契約を済ませていることを明らかにしました。秘密裏に事を進めていたのです。7月28日には臨時町議会で「原発誘致」を満場一致で決めました。以後約50年間、「命を守る」ための裁判闘争が住民によって始まりました。四国電力を被告とした土地売買無効確認訴訟、愛媛県知事を被告とした海水面埋立許可取消訴訟などのほか、反原発ビラ貼り刑事裁判までありました。

伊方原発を直接に対象とした裁判だけでも、2017年12月13日の広島高裁決定をのぞけば、 すべて住民敗訴でした。裁判所の決定は条理に反しています。

なぜ条理に反した判断をするのか。その原因は3つあると私は思っています。第1は、裁判所は 人事権と予算を政府に握られています。政府に弱いのです。第2は裁判官教育です。2013年2 月の全国の原発担当の裁判官を集めての研究会でも「1992年の伊方最高裁判決の抑制的スタン スが妥当である」とか、「原発政策は高度の政治問題であるから、専門的知識を持たない裁判官が さまざまな司法判断を示せば、国のエネルギー政策に大きな混乱をもたらす」などの発言を外部講 師などがしています。第3は送り込み人事です。最高裁事務総局経験者を原発担当の裁判官に任命 しています。

従って今後も「社会通念」とか、「規制基準やその適合性に不合理はない」との裁判所の判断が続くと予想されます。

しかし、この不条理に私たちは負けることはできません。「正義は我にあり」です。「命を守る」ために、愚直に原発廃絶の運動を続けなければならないと決意するものです。

2018年10月15日

草 薙 順 一 (伊方原発をとめる会事務局長)



#### ■ 市駅前定例アクション

とめる会では、毎月第3土曜日の午後、松山市駅前坊っちゃん広場周辺で、「伊方原発NO!!」の街頭宣伝行動《市駅前アクション》を行うことになりました。皆さまのご参加をお願いします。

- •12月15日(土)13:30~
- 1月26日 (土) 13:30~ (1月は都合により第4土曜日に実施します。)
- ・2月16日(土)13:30~
- ・3月16日(土)13:30~
- ■「3·11集会&デモ」坊っちゃん広場 3月11日(月)17:00~

#### --- ● 会費とカンパのお願い ● -

2018年度の会費納入がまだお済みでない方は よろしくお願いします。カンパもぜひよろしく! 年会費 1 ロ 個人1000円、団体 3000円 学生 500円

郵便振替 口座名 伊方原発をとめる会 口座番号 01610-9-108485

#### 編集後記

今号は11月1日付の発行予定をひと月遅くし、12ページ建ての特集とした。高松高裁から15日の決定書交付の通知があったためだ。ここでは「決定」の内容は繰り返さないが、福島原発事故直後に現役および元裁判官から聞こえてきた「司法の責任」の声は、まるでなかったかのような各裁判所の判断が相次ぎ、これへの対抗策を紙面でも模索してみた。

11月23日(勤労感謝の日)松山市駅前坊つちゃん広場で《11・23市駅前アクション》を実施し、「地震が来るのに再稼働していいの?」と題する漫画パンフ(イラストレーター高木章次さんの協力を得て作成した8頁もの)を配布した。一段と寒い気候だったが、参加者16名で意気高く通行人に手渡した。国策に追随する裁判所の姿勢がどうであろうと、脱原発への私たちの願いを消すことなど出来はしない。

ともあれ、いつものドタバタ作業を経て今号をお届けする。ご感想、ご意見をお寄せくださると嬉しい限りだ。(HM)